

**パナソニック ホールディングス株式会社が発表した、同社グループ 16 社に対する
建設業法に基づく監督処分について**

1 月 31 日 パナソニック ホールディングス株式会社は、同社グループ 16 社が、国土交通省・各地方整備局および岡山県、沖縄県から、建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令および同条第 1 項に基づく指示処分の監督処分を受けたことを発表しましたが、パナソニック ホームズ株式会社およびパナソニック リフォーム株式会社は対象外ですので、お知らせいたします。

尚、本件に関わるお客様からの問い合わせ窓口は、下記となっております。

パナソニック ホールディングス株式会社 建設業統括室

TEL:080-7123-1328(期間対応特設電話)

受付:9 時~17 時、2025 年 3 月 14 日(金)まで

(土・日・祝日・当社休日を除く)

以上